

様式第1 (第18条関係)

## 指定給水装置工事事業者申請書

海南市水道事業管理者  
海南市長 様

※提出日を記入

※郵送の場合は投函日

令和 5年 7月 1日

申請者 氏名又は名称 株式会社〇〇水道設備

住 所 〒642-0002

和歌山県海南市日方1289番地26

代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

電 話 ( 073 - 483 - 8755 )

FAX ( 073 - 483 - 8752 )

メールアドレス(任意) ( komu@city.kainan.lg.jp )

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請いたします。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名		
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名	
代表取締役 〇〇 〇〇	監査役 〇〇 〇〇	
取締役 〇〇 〇〇	監査役 〇〇 〇〇	
取締役 〇〇 〇〇	※登記簿等のとおり、全員の氏名 を記入してください。  ※個人の場合は、代表者氏名を記入 してください。	
取締役 〇〇 〇〇		
取締役 〇〇 〇〇		
事業の範囲	給水装置工事事業	※登記簿、定款に記載されている 事業内容等 ※個人の場合は、給水装置工事事業と記載
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

# 記載例

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社〇〇水道設備
上記事業所の所在地	和歌山県海南市日方 1289 番地 26
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者の免状の交付番号
〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	第〇〇〇〇〇〇号 第〇〇〇〇〇〇号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者の免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

# 記載例

様式第2（第18条関係及び第34条関係）

## 誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

※提出日を記入

※郵送の場合は投函日

令和 5年 7月 1日

申請者 氏名又は名称 株式会社〇〇水道設備

住 所 和歌山県海南市日方1289番地26

代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

海南市水道事業管理者  
海南市長 様

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

# 記載例

別表（第18条関係）

## 機械器具調書

※提出日を記入

※郵送の場合は投函日

令和 5年 7月 1日現在

種 別	名 称	型 式、性 能	数 量	備 考
管の切断用の 機械器具	金きりのこ	〇〇-〇〇	2	
	シャーパー		1	
	エンジンカッター		1	
	パイプカッター		2	
管の加工用の 機械器具	やすり	〇〇〇〇	3	
	パイプねじ切り器		1	
接合用の機 械器具	トーチランプ	〇〇〇〇-〇	1	
	パイプレンチ	〇-〇〇〇	4	
水圧テスト ポンプ	水圧テストポンプ	〇〇-〇	2	
その他の機 械器具				

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

## 指定給水装置工事事業者の事業運営に関する確認書

年 月 日

住 所 和歌山県海南市日方 1289 番地 26

氏名又は名称 株式会社〇〇水道設備

代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

## 指定給水装置工事事業者の業務内容

休業日：

土曜、日曜、祝日

営業時間：

月・火・木・金 午前9時～午後5時、水曜 午前9時～午後3時

連絡先：

073-483-〇〇〇〇

対応工事種別：

以下の工事について対応可能か不可かどちらかに○をつけてください。

- |                               |  |
|-------------------------------|--|
| 1次側給水装置工事（水道本管取出し ～ 水道メーターまで） | <input checked="" type="radio"/> 可能・不可 |
| 1次側給水装置工事（民地内給水管 ～ 水道メーターまで）  | <input checked="" type="radio"/> 可能・不可 |
| 2次側給水装置工事（水道メーター ～ 各給水栓等まで）   | <input checked="" type="radio"/> 可能・不可 |

\* 1次側給水装置工事（民地内給水管 ～ 水道メーターまで）とは、前面公共道路の掘削工事が必要ない場合を指します。（道路管理者への掘削許可等の申請が必要ない工事を指す。）

備考：

※ 業務内容に変更が生じた場合は、速やかに海南市水道部にその旨を届けるようお願いします。

## 記載例

### 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

●該当する場合はしてください。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

\*の場合、下記は任意の記載となります。

●技能を有する者の状況(過去1年以内)を記載してください。

技能を有する者の氏名	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接続、いずれの経験も有しているか(○×を記入)	保有している資格等※	工事年度
〇〇 〇〇	○	配管技能者講習会修了者	R3
〇〇 〇〇	○	なし	R3

※以下に示す保有資格等(下線部)を記載してください。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工(配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
- ② 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

資格を証明する書類(資格証等)の写しを添付してください。

「配水管から分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合は、任意の記載となります。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

## 記載例

給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のため、研修の機会を確保するよう努めること。

●給水装置工事主任技術者の研修受講実績(過去5年以内)を記載してください。

受講者名	研修会名、実施団体	受講年月日
〇〇 〇〇	給水工事振興財団 eラーニング	令和2年9月7日
〇〇 〇〇	自社内研修 給水装置工事の事故事例と対策について	令和3年7月29日

外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

自社内研修については、研修内容を記載してください。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。